

高山市総合教育会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、高山市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議の招集は、会議の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ出席者に通知して行う。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(議長)

第3条 会議に議長を置き、議長は、市長が務める。

(会議の公開)

第4条 会議は公開する。ただし、会議において法第1条の4第6項ただし書に規定する事由があると認めるときは、会議を公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第5条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、はち巻、腕章、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) 傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、撮影又は録音することについて議長の許可を得た者を除く。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

5 議長は、傍聴人が前項に掲げる行為を行ったときは、これを制し、その命令に従わないときは、

これを退場させることができる。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、第4条ただし書の規定により非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、企画管理部企画課に置く。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年2月 日から施行する。